

第 1 回 臨海部防災拠点マニュアル改訂検討委員会 主要意見と対応

主要意見	対応
<p>○災害時に、輸送力の大きい大型船を耐震強化岸壁に着岸させようとしても、岸壁水深と船の喫水が合わず入港できない場合がある。また船の種別によっては、岸壁水深は十分でも岸壁延長が不足する場合もある。</p>	<p>⇒資料 1 -P. 3 に推奨値として「水深 10m、延長 240m」を示した。 ⇒資料 2 -P. 1～2 に船舶諸元を示した</p>
<p>○岸壁に着岸して緊急物資を下ろすことができても、荷さばきや保管をしっかりとできる体制が構築されていないと意味がない。災害時のオペレーションについて、トータルプランを検討した上で、防災拠点をどう整備するか、ソフト面でどうカバーするかなどを検討すべき。</p>	<p>⇒資料 1 -P. 9 に「フェーズ別の臨海部防災拠点の役割」を示した。</p>
<p>○官公庁船と民間船舶では岸壁利用のフェーズが異なる。また、輸送対象が人員か、物資か、燃料かなどもによっても課題は異なる。そのため、災害対応のフェーズ別や海上輸送の形態別に検討をしたほうがよい。</p>	<p>⇒資料 1 -P. 9 に「フェーズ別の臨海部防災拠点の役割」を示した。</p>
<p>○RORO 船で貨物を運んでも、港から出る道路が狭くシャーンが切り回せない状況であれば緊急物資を港から運び出せない。岸壁のみならず道路のスペックも重要。</p>	<p>⇒資料 2 -P. 6～7 に、セミトレーラが港湾から出るときに必要な道路幅員を示した。</p>
<p>○臨海部防災拠点は堤外地にあるので津波が発生すれば浸水しやすく、また、地震により液状化することも想定されうる。応急復旧対策などを検討することが重要。</p>	<p>⇒資料 1 -P. 7 に津波被害からの迅速な応急復旧対策の考え方を示した。 ⇒資料 2 -P. 15～16 に津波被害からの迅速な応急復旧対策事例を示した。</p>
<p>○災害時に平時の規制をそのまま適用されると、輸送上の支障となるケースもありうる。そういった課題についても本委員会で議論していきたい。</p>	<p>⇒参考資料 1 【別紙】に「東日本大震災にかかる規制改革要望」（日本経済団体連合会）のうち、緊急物資輸送に関するものを整理した。</p>

緊急時の海上、陸上輸送に関する規制

	項目	規制の根拠法令	規制の現状と要望理由	要望の具体的内容	制度の所管官庁及び担当課	回答及び対応策
運輸・流通分野	場内専用車の公道走行	道路交通法	復旧においては、自事業所内作業のみでは収まらない。フォークリフト等の場内専用車（ナンバー無し）の公道走行が出来ないため、公道走行可能な車両手配が必要となる。このような場合、車両手配も困難である。	フォークリフト等の場内専用車（ナンバー無し）の公道走行を認める。	国土交通省	要望する車両が小型特殊自動車であれば、公道走行にあたり道路運送車両法上の自動車登録番号標は不要。小型特殊自動車以外の車両である場合、その登録・検査の要否は最寄りの運輸支局等に相談されたい。
	トラック運転資格の緩和	道路交通法	中型免許が、車両総重量 11 t 未満、最大積載量 6.5 t 未満となっており、旧制度の普通免許で運転可能であった範囲が中型免許保持者でないと運転できなくなった為、緊急時の規制緩和を要望。	平成 19 年度に「中型免許制度」が創設され、4 t トラックの運転するには中型免許が必要となり、ドライバーの確保が困難な状況。緊急時は、普通自動車免許保持者へも緩和を要望したい。	国土交通省	
	貨物自動車運送事業に係る営業所間の車両移動の弾力化	自動車局通達	繁忙期におけるトラック輸送対策として、申請を伴わずに、他の営業所に事業用自動車を配車することが認められているが、復興期間中も全期間拡大適用となれば、需要に即した機敏な応援が各所で可能となる。	一定期間（繁忙期）の事業計画の変更事前届け出を不要としていた。この特例を「震災復興期間中」にも拡大適用（事前届出不要）する。	国土交通省	被災地域に営業所を有する事業者については、変更手続きを事後的に行うことを認める等の措置をとっている（「東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について」（平成 23 年 4 月 5 日付け国自貨第 13 号））。今後、期限の延長については、被災地の状況を見据え検討することとしたい。
	災害復旧のための道路運送車両法の規制緩和	道路運送車両法	新規開発車両については当該運輸局での基準緩和の認定取得を必要とするが、取得には時間を要す。このため、一定の要件による基準を設けるなど、審査期間を短縮する必要がある。	車両長が 12m、車両幅 2.5m、車両高さ 3.8m、車両総重量が 25t のいずれかを超える場合は、登録時に運輸局から基準緩和の認定を取得しなければならない。この取得に時間を要するので、簡素化等を図る必要がある。	警察庁	

出典：「東日本大震災にかかる規制改革要望、平成 23 年 4 月 28 日（第 1 弾）、平成 23 年 5 月 13 日（第 2 弾）（社）日本経済団体連合会」より

	項目	規制の根拠法令	規制の現状と要望理由	要望の具体的内容	制度の所管官庁及び担当課	回答及び対応策
運輸・流通分野	青函トンネルにおける石油製品の鉄道輸送に対する規制緩和	鉄道営業法	鉄道営業法で「特別の設備を必要とする貨物については、その設備がある場合に限り当該貨物の運送を引き受ける」と定義され、通達（昭和63年官鉄保86号、貨技19号）によると、現状ではタンク車による石油製品の輸送が出来ない。鉄道輸送が可能となれば、東北地区への燃料油供給を、北海道から送る事が出来る。	青函トンネルを通る鉄道貨物輸送において、現在、上記規制により通行不可となっている、石油タンク車による通行を可能として欲しい。	国土交通省	青函トンネルにおける安全の確保については、防災設備の実態等を勘案すると対応は困難。なお、災害発生直後に、RORO船により北海道からタンクローリー車の緊急輸送を実施しており、現在は内航油送船により、北海道の精油所・油槽所から東北地方へ石油製品の輸送を実施している。
	京浜港のフル稼働		東北地方日本海側の地方港のダメージにより、京浜港への集中化が避けられず、輸出入貨物の迅速な搬入出の為に、現行稼働時間では能力不足と思われる。 ・東京税関 芝浦出張所(8:30-17:45) 大井出張所(8:30-17:45) ・横浜税関 川崎税関支署(8:30-17:45) 本牧埠頭出張所(8:30-17:45) 大黒埠頭出張所(8:30-17:45)	24時間・365日フル稼働での通関手続き、コンテナヤード内での貨物の搬入出作業を要望する。	左記	
	ガソリン、軽油の空輸の実現	航空法	航空法によると、国土交通省令に定める物件は航空機で輸送してはならないとしている。離島や陸路遮断された地域での通信確保に用いる非常用電源の燃料等については迅速に何かしらの手段且つ定期的な運搬が必要であり、ヘリコプタ等を活用した運搬が可能となる必要な措置を要望する。(自衛隊は自衛隊法第107条で適用除外されている。)	離島、陸路遮断地域での商用電源停止時の非常用電源等に用いる燃料の空輸の実現を要望。	国土交通省	

出典：「東日本大震災にかかる規制改革要望、平成23年4月28日（第1弾）、平成23年5月13日（第2弾）（社）日本経済団体連合会」より

	項目	規制の根拠法令	規制の現状と要望理由	要望の具体的内容	制度の所管官庁及び担当課	回答及び対応策
土地・住宅 都市再生・ 観光分野	道路使用許可の迅速化	道路交通法	道路を使用して復旧作業をするに当たり、道路管理課に相談する際、従前と変わらない書類の提出を求められたり、許可が下りるまでに1週間～1ヶ月程かかる。緊急性と伴うにも拘わらず、運用に柔軟性がない。	道路使用許可申請により許可を受けるのに所定の書類と時間（1週間～1ヶ月）を要している。点在する被災箇所を想定すると、許可証発行の簡素化・迅速化をお願いしたい。	道路管理者（都道府県） および警察庁	被災3県の警察において、道路使用許可申請のうち緊急を要するものについては、口頭での申告・許可を行い、事後の書類提出を認める運用を行っている。また、緊急性のない申請に対しても原則として許可証を即日交付するなど迅速な対応を図っている。
危険物・ 防災・保 安分野	仮貯蔵・仮取扱の期間延長	消防法	指定数量以上の危険物を取扱う場所は、消防法の許可を得ているが、10日間の限定であるため、それを上回る期間の許可を得るためには、申請を繰り返すこととなる。災害時の期間以上の仮貯蔵・仮取扱を認めて欲しい。	危険物施設の復旧に際して、許可以外の行為を行う必要がある。その際には、期間限定（10日間）の許可を得て実施している。長期間の対応に適用できるために限定期間を免除してもらいたい。	総務省消防庁 危険物保安室	10日間であれば応急的に設けた仮設が適切に維持され、管理体制も確保できるという観点に立脚して承認しているため、期間延長することは困難である。
	ガソリン・軽油等危険物に係る運搬等の制限緩和	消防法等	ガソリンや軽油に関する規制が多く、入手するのに時間を要す。平時での規制は止むを得ないとしても、緊急時には被災者あるいは被災企業には規制を緩和する等の配慮が望まれる。	1. 容器の制限緩和 2. 販売の制限緩和 3. 運搬の制限緩和 4. 貯蔵の制限緩和	総務省（消防庁） 都道府県	基準を緩和することは火災や流出事故につながる危険性が高くなることから困難である。
	港湾内クレーンの再稼働時の許可手続きの簡素化	労働安全衛生法	工事等の開始の一定期日前に所轄労働基準監督署に届け出る必要があるが、計画の届出後一定期間を待たずに復旧工事が開始されるよう製造業に適用して欲しい。	労働安全衛生法（クレーン等安全規則）上の手続き（監督官庁の立会い、検査手続）の簡素化	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部	震災による被害を受けて構造部分の変更・修繕等を行ったクレーンの変更検査については、一定の要件の下で添付書類の省略を認めたり、検査実施日の設定によって事業に空白期間が生じないようにクレーンの再稼働日に直ちに検査を実施する等、事業主の負担に配慮した取扱いを行っている。

出典：「東日本大震災にかかる規制改革要望、平成23年4月28日（第1弾）、平成23年5月13日（第2弾）（社）日本経済団体連合会」より